

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月27日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号
氏 名 日本精化株式会社 高砂工場
工場長 金子 浩通
電話番号 079-447-3642

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本精化株式会社 高砂工場
事業場の所在地	兵庫県高砂市梅井5丁目1番1号
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・無機化学工業製品製造業・脂肪酸系中間物製造業[2023] 化学工業・有機化学工業製品製造業・脂肪族系中間物製造業[2032] 化学工業・油脂加工製品・脂肪族・硬化油・グリセリン製造業[2051] 化学工業・医薬品製造業・医薬品原料製造業[2061]
②事業の規模	製造品出荷額 366,699万円(平成25年度実績)
③従業員数	125人(平成26年4月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(第6面) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	排 出 量	82 t	6 t	1 t
	(これまでに実施した取組) ・有価物化の推進。 ・製造方法の変更等による発生抑制。 以上の取組みを実施したが、前年度の計画に対して1 t増の結果となった。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	排 出 量	80 t	5 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) ・新製品試作等で特別管理産業廃棄物（特管）の増加が見込まれる中、さらなる有価物化を推進し、特管排出量抑制に努める。 ・製造方法の変更等による特管排出量抑制継続。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産で発生した廃棄物に品名をつけ、容器に表示し、廃棄物の種類ごとに区分保管を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持し、管理する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成25年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	全処理委託量	82 t	6 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	48 t	1 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	34 t	5 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・種類ごとに廃棄物の評価を行い、適正な処理方法を決定。 ・マニフェストに基づき、産業廃棄物の処理が適正に行われているか定期的な確認を実施。 ・委託先の許可証の定期的な確認と更新を実施。 				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸	特管廃アルカリ
	全処理委託量	80 t	5 t	3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	57 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	23 t	5 t	3 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の管理を継続するとともに、定期的に廃棄物処理委託業者の 実地確認を計画的に実施する。			
※事務処理欄				

(第6面)

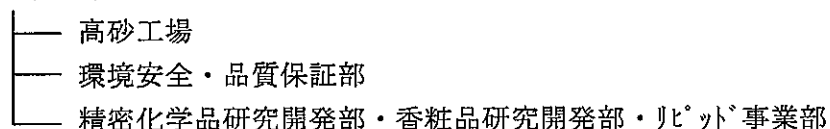
1. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		工場長
特別管理産業 廃棄物管理責任者		管理課長
廃棄物担当者		管理課
役	防火安全 委員会	廃棄物の処理に関する検討 ・ 産業廃棄物の削減、再利用等の推進 ・ 産業廃棄物の管理に関する事項 委員長：管理課長 委員：関連部署課長及び主任
	管理課長	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ マニフェストの交付・管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 高砂従業員への教育・啓発 ・ その他
割		

管理組織

高砂工場長 — 代理者：管理課長



(2) 管理体制

各事業部門を含めた高砂工場全体を網羅する管理体制を編成し管理強化に努める。

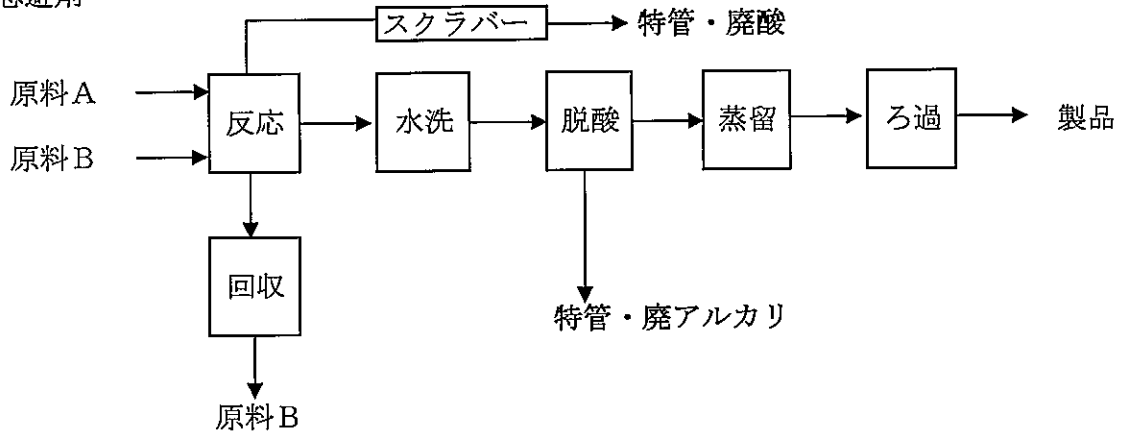
(3) 教育・研修

管理課長が廃棄物も含めた環境関係の情報入手に努め、上記「防火安全委員会」で研修会を持つ。必要であれば、全従業員を対象に研修会を行う。

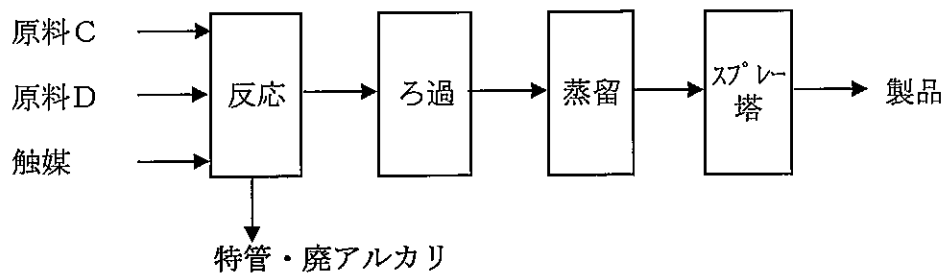
(4) 情報公開

情報公開については、管理課を窓口にして受付し、報告回答等を行う。

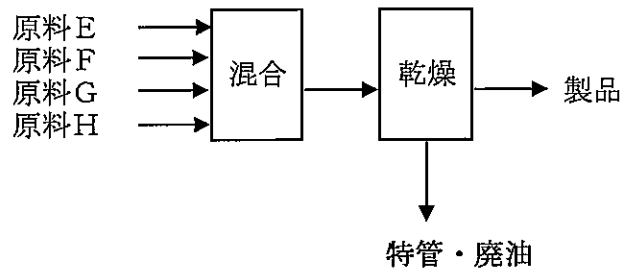
<製造フローシート>
①昆虫忌避剤



②ポリオレフィン用滑剤



③医薬中間製品



④化粧品原料

